

23世道管第188号
平成23年5月10日

世田谷区商店街連合会 御中
世田谷区商店街振興組合連合会 御中

道路整備部道路管理課
課長 小山 英俊

不法占用対策用啓発チラシの配布について

日頃より、世田谷区の違反広告及び公道の不法占用取締りに、ご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて区では、地域の美しい景観と安全なまちづくりを推進しており、皆様のご協力もあって、公道上の違反広告物の掲出は減少傾向にあります。

しかし、いまだ商品や看板(電飾看板含む)、のぼり旗などを道路上に置くなど、歩行者等の通行を妨げている店舗もあり、高齢者や乳幼児の保護者などから「安心して歩くことができない」などの苦情が当課に寄せられております。

今後、パトロールなどの際に、商品を道路上に置くなど不法占用をしている店舗に対しては、別紙の不法占用対策用啓発チラシを配付しながら注意を行い、商品や看板、のぼり旗などを適正な場所に掲出していただき、歩行者が安全に通行できるように指導してまいります。

つきましては、引き続き店舗外に看板や商品を置くことのないよう、法令を遵守していただけますようお願いいたします。

なお、不明な点等がございましたら、担当までお気軽にお問い合わせ願います。

問い合わせ先

道路整備部道路管理課道路監察担当

世田谷区世田谷4-21-27

Tel5432-2588 FAX5432-3024

担当 山口

道路上の 商品・置き看板・のぼり旗

などは、歩行者等の通行を妨げています。

※道路上に商品等を置くことは、法令で禁止されています。即時、撤去してください。

DO NOT OBSTRUCT TRAFFIC!

It is illegal to put merchandise, signboards, flags, etc., on the street. Remove them immediately.

! 道路上に看板を置かない。

キャスター付きの物でも敷地内に正しく設置しましょう。

No signboards on the street!

They must be placed within the store's sites, even if movable with casters.

! 視覚障害者誘導ブロック上に物を置かない。

ブロックは視覚障害者を安全に誘導するものです。その上に荷物や自転車・自動車・台車などは危険ですから置かないでください。

No obstacles on the guide blocks for visually disabled!

Any objects such as merchandise or stocks, bicycles, cars, and so forth on the guide blocks are dangerous for visually disabled people who depend on the blocks for walking.

! 道路上に商品を置かない。

道路は商品展示場所ではありません。商品は店舗の中に、荷物は敷地内に収納してください。

No merchandise displayed, no stocks stored!

Street is not a space for display nor storage.
Goods and stocks must be kept within the store's own sites.

! 道路上にのぼり旗を設置しない。

道路上のガードパイプ・街路樹に取り付けてあるのぼり旗は、通行の妨げになります。

No flags flied on the street, nor fixed on guardrails, roadside trees, etc!

They are obstructions to traffic.